

新高教

青年パーパー

臨時的給与削減!! 3% 4年間... 交渉できるのは『組合』だけ

臨時的賃金削減地公労交渉②

10月8日に県当局より地公労に対して、県財政危機による職員の臨時的賃金削減についての2回目の説明が行われました。冒頭副知事から「県政を預かる者としてこのような状況になり申し訳ないと思ってる」と謝罪がありました。続けて、「収支不足を埋めきれない状況が見込まれることから持続可能な財政運営を確立するため臨時的な給与削減の協力をお願いしたいと考えている」と責任の所在を明らかにしないまま進めようとしている姿勢に、納得することができない、地公労として提案は受けられないと判断しています。提案内容は報道の通り、3%4年間。その間に県財政が標準化する保証は全くありません。労使合意が前提であることを確認し、今後も交渉に臨んでいきます。

『人事委員会の存在意義にかかわる発言』

人事委員会は条例案に対して、「職員の給与は、地方公務員法に定める給与決定の原則によるべきものですが、減額措置は本県の厳しい財政状況に鑑みとられたものであり、やむを得ないものと考えます。」と意見しています。つまり、人事委員会は勧告に基づかない給与決定を認めたということになります。

3月29日に時間外勤務命令の時間及び月数の上限等が規制されました。県教委は10月をめどに方針を策定するとしています。

県立学校の教師の勤務時間 の上限に関する方針の策定

『検討されている方針』

- ① 7限授業を廃止し放課後の時間を確保
- ② 学校独自検査の廃止・見直し
- ③ 標準単位を上回る授業時数の見直し
- ④ 部活の終了時刻を早める
- ⑤ 時間外に行われている業務の廃止

(補習・学校行事・合宿・登校指導)

学校総括安全衛生委員会の資料では、4月6月で約44%の職員が45時間を超えて時間外勤務をされています。長時間労働が常態化されている現状の改善が必要です。

時間外勤務命令の限度時間(19年4月1日)

	原則	例外
1月	45時間以内	100時間未満
1年	360時間以内	720時間以内

長時間勤務職員の人件数			
	4月	5月	6月
対象(人)	3659	3659	3658
45h~59h	464	532	532
60h~79h	580	601	624
80h~99h	308	332	211
100h~	211	215	105

「在校等時間」には給特法による「超勤4項目」以外の業務も勤務時間に含まれます。



新潟県高等学校教職員組合
新潟市中央区川岸町2-11-4
TEL:025-265-4151
FAX:025-231-1036
Mail:shinkoukyou@beach.ocn.ne.jp
青年部担当 浅川 智之

2019年人事委員会勧告に関する地公労声明

人事委員会は本日、2019年4月からの給料表の増額改定の勧告を行った。一時金については、較差が0.01月と概均均衡していることから、据え置きとした。また、住居手当については、民間における支給状況と職員の家賃負担の状況を注視しつつ、引き続き検討するとして、そして、教員特殊業務手当については、国における部活動の活動時間の見直しや他の都道府県の動向等を考慮し、見直しを検討する必要があるとした。

地公労は、人事委員会に対し県職員の生活改善につながる勧告を求め、9月以降人事委員会と三度におり交渉を行ってきた。

本示された県内の公民較差は347円と国と比較し厳しい状況であったが、月例給は6年連続となる引上げと、給料表改定を優先した公民較差の解消が勧告されたことは評価できる。しかし、2006年の給与構造改革、2015年の給与制度の総合の見直しで引き上げられた賃金水準の回復には遠く及んでいない。

月例給の配分は、職員の士気向上のためにも、全年齢層を対象にした賃上げを求めてきたが、30歳前半までの賃上げにとどまったのは残念である。この間の初任給の公民較差に配慮した措置とも理解するが、それでも較差が解消するまでは至っていない。一方で、最重要課題として数年来要求してきた行政職4級最高号給増設が勧告されたことは、この間の粘り強い取り組みの成果であり、地公労の主張に応えたものとして評価できる。

職員の勤務時間に関する報告では、引き続き教職員の多忙化解消に触れたことは評価できる。学校現場では、事務業務の増加、子どもや保護者からのニーズの多様化などにより時間外勤務が常態化しており、国も「学校現場における業務の適正化」にむけて動いている。県に対しては、勧告に沿ってより具体的な改善策を求めるとともに、抜本的な改善につながる教職員定数増など学校を支援する施策を十分講ずるよう求めていく。また、職員の健康はもとよりワーク・ライフ・バランスが確保されるためには、なによりも長時間労働が是正されなければならない。人事委員会自らが、長時間労働の是正に向け取り組みを強化するとしたことは評価したい。われわれ自身、職場でしっかりと取り組む決意であるが、労働基準監督機関として、労働基本権制約のもとで職員の利益を保護するという人事委員会の使命に基づく関与を強く求める。

人事委員会勧告制度は、労働基本権が制約されている我々の賃金労働条件の適正な処遇を確保するためのものである。そのため、勧告制度によらない賃金削減は認められないことに触れるよう要請してきたが、全く触れられなかったことは遺憾である。本日の勧告・報告は、月例給は6年連続の引上げ、行政職4級最高号給増設の内容が示されたものの、地公労が要求してきた他の課題については不審が残る内容である。地公労として住居手当改善等今後の課題も残されたが、地公労要求に基づく要請行動・交渉の到達点として受け止め、今後は、勧告内容や職員の生活実態を踏まえて任命権者に要求書を提出する。賃金要求の前進はもとより、長時間・過労労働にあえぐ組合員の労働条件改善を勝ち取るべく、全組合員の結集により取り組みを進めていく。

2019年10月10日

新潟県地方公務員労働組合共闘会議(略称「地公労」)

2019/10/15

県人事委員会勧告概要

県人事委員会は10月10日、県議会及び知事に対して、本県職員の給与について勧告・報告を行いました。

【概要】

- 1. 月例給6年連続の引き上げも若年層止まり
※大卒初任給 1,500円 高卒初任給 1,900円引上げ
- 2. 行政職4級の号給増設(8号増設:3,200円)
- 3. 期末・勤勉手当は
民間と均衡していることから据置き(年間4.45月)
※民間は4.46月
国と異なる支給月数は09年以來10年ぶり
→国は0.05月引上げ
- 4. 住居手当の見直しは見送り
※国は家賃額下限4000円(12,000円→16,000円)引上げ
手当額上限1,000円(27,000円→28,000円)引上げ
→これによって、59,000円未満の家賃額者については手当支給額が引き下がる

青年部関係集会の紹介

- 8/4~8/5(福井)
- 北プロカリキュラム編成講座→
- 9/28~9/29(東京)
- 高校教育シンポジウム→
- ◎10/5~10/6(東京)
- 日教組TOMO-KEN→
- 10/12~10/13(岡山)
- 平和集会→
- 11/16(東京)
- 教育改革全国キャンペーン→
- ◎11/23~11/24(福井)
- 北陸ブロック青年討論集会→

青年部クイズ④

() - () = カ
()に1文字ずつ入れて完成する楽器は?
わかった人は本部まで
正解者には抽選ですてきなプレゼントが... (10月末締切)

前号の答え: 6